

平成3年度図書館学教育部会総会記録

日 時：平成3年5月31日（金）

場 所：日本図書館協会4階会議室

出席者：築山信昭，高山正也，古賀節子，高橋衛，
平塚禪定，岡田靖，石塚栄二，渡辺信一，
渋谷嘉彦，宮内美智子，成井恵子，今ま
ど子，朝比奈大作（順不同，以上13名）

委任状提出者31名（部会員総数：251名）

I 会の構成

1. 議長指名：議長 石塚栄二
2. 議事録署名人名指名：築山信昭，平塚禪定

II 議事

1. 平成2年度事業報告

総会資料に基づき、今部会長より報告
(P11~12)

2. 平成2年度決算報告及び会計監査報告

渋谷会計担当幹事より報告

1. 2議案を一括審議，承認

3. 第17期役員選挙結果報告

岡田選挙管理委員長より、幹事として今
まど子，渡辺信一，渋谷嘉彦，高山正也，古賀
節子の各氏が、会計監査に前島重方，芦屋清
の両氏が当選したことが報告された。また
今部会長より、岡田靖，宮内美智子，朝比奈
大作の3氏を部会長任命幹事として委嘱し
たとの報告があり、これを了承した。

4. 平成3年度事業計画

ア. 第21回図書館学研究集会

日 時：未定

場 所：東京都内

テーマ：21世紀へ向けての図書館学教育
現在審議中の文部省司書講習科目見直
し素案が出されるのを待って、この問題
につき7月頃都内で開催したい由、部会長
より説明がなされた。

イ. 全国図書館大会（徳島県）第11分科会

日 時：10月23日（水）9：30~16：00

場 所：郷土資料館

テーマ：21世紀へ向けての図書館学教育
今部会長と共に細井宏二氏（四国女子
大学）に運営委員を委嘱し、「四国図書館
学教育の現状と課題」「省令科目の改訂に
ついて」その他の内容で運営される予定
であると部会長より説明がなされた。

ウ. 会報発行年2回（32，33号）

エ. 日本図書館協会100周年記念事業への
参加

100年史編集は中村初雄氏に、記念事
業に関しては浜田敏郎氏に、引き続き部
会推薦委員として参加いただく旨、部会
長より報告された。

オ. 図書館学教育改善への取り組み

—継続

前記ア. イの両項目を含め、文部省の見

直し素案の提出を待つて取り組みを進め

る由、部会長より説明された。

5. 平成3年度予算

平成3年度予算案

収入の部

費目	予算	備考
会費	450,000	$2,000 \times 250 \times 0.9$
交付金	180,000	
雑収入	3,000	預金利子、刊行物売上代等
繰越金	108,606	
合計	741,606	

支出の部

費目	予算	備考
事務用品費	5,000	
手数料	12,000	郵便振替手数料等
会議費	60,000	幹事会および省令科目改訂のための拡大幹事会等
通信費	50,000	
交通費	300,000	幹事会および省令科目改訂のための拡大幹事会等
人件費	30,000	会報編集等のアルバイト賃金
会報等印刷費	170,000	第32・33号
研究集会等費	60,000	図書館大会・夏期研究集会等
予備費	54,606	
合計	741,606	

渋谷幹事より予算総額741,606円の費目別予算案についての説明があり、併せて、予算が逼迫しており、次年度には会費改訂を検討しなければならない可能性もあるとされた。この点につき、交付金の予算増を要望したい、他部会所属会員に入会PRをしたらい、などの発言がなされた。

以上、議題4, 5を一括承認

6. 文部省司書講習科目見直し素案について

現在までのところ昨年以降の公式の発表はなく、組織替えのあった専門委員会で検討中であり、7月には素案が発表されるのではないかとの見通しが部会長よりなされ、情報収集、情報交換を進めることが話し合われた。

7. その他

渡辺幹事より、大学院におけるいわゆる「飛び級」制度の実施により司書資格取得を

断念せざるを得ない学生が出た事例が報告され、情報交換が行われた。また渋谷幹事より被選挙権を有する「専従者」の定義等、役員選挙要項の改正を検討してはどうかとの提案があり、意見交換の後、次年度総会において決定できるよう、部会員への問題

提起を行うなど、幹事会で具体的に組み込むことになった。

以上

書 記：朝比奈大作
議事録署名人：平塚禪定
：築山信昭

図書館学教育部会緊急研究集会報告

日 時：平成3年10月6日(日)13:30-16:30
場 所：中央大学駿河台記念会館
進 行 係：高山(慶応大学)、渋谷(相模女子大学)
配布資料：1. 司書・司書補講習の科目の内容
(再修正案)
部会報第30号よりの抜き刷り

2. 質問用紙
3. 参加者名簿

概 要：藤川正信氏(文部省生涯学習審議会社会教育審議分科会施設部会図書館専門委員会委員長)をお招きし、改訂案についての大まかな説明をしていただき、その後に質疑応答を行った。以下の記録による。

藤川：司書の養成(講習)に関している委員会の名称は「文部省生涯学習審議会社会教育審議分科会施設部会図書館専門委員会」であるが、以後「図書館専門委員会」でいきたい。他に博物館、社会教育主事の計3専門委員会がある。本日申しあげるのは正式な委員長としての発言ではなく、個人としての発言である。
司書講習は現場の職員養成。しかし大

学における教育対象としての図書館学はあくまでも大学における科目としての立場であり、大学の「図書館学」と司書講習の「図書館学」との区分は明確にすべきである。大学の「図書館学」は司書講習のそれよりも広く深いものであるべきである。

養成のための講習がずっと生き残っているのが問題の原因。

この審議会の管轄は学習情報課で、学術局大学課ではない。また(図書館学)「課程」には、学科の“設置審”に類するものが存在しない。従って、各大学において、図書館課程の位置づけを明確にし、例えば課程を単純に理解すると「コース」だが、それが大学の領域のどこに属するのかという問題がある。情報工学か人文科学か、これは各大学で考えること。各大学の特性を大学課に認めさせるようにしないと、図書館学教育は陽の目を見ない。

司書講習に関して、講習期間の決定、1単位あたりの授業時間数が大学で問題。7月1日より設置基準が自由化され、大学の自治といわれているがなかなか独

自性が発揮できない。講師陣に関しては、一律に整備することが可能か。大学の状況に合わせた講師の選択があってもいいのではないか。受講者の負担をも考え、開講場所、期間、講師等に特徴を作り選択可能にすることを考えてはどうか。講習を大学に委嘱するのは文部大臣なので、教育に携わる職員の方から何をやるのかの意見を出し、文部省に具申していくための理論構築が必要である。

将来的に司書職制度を確立していくために、国家試験の制度を視野に入れておくことが必要だろう。諸外国に比べて日本の図書館の地位は低い。学芸員の場合は修士課程を修了していないと採用されにくい。図書館の場合も国レベルでの試験制度確立が必要だろう。大学図書館、専門図書館の司書養成も含めて、ランク付けも考えられてよい。現在の講習は図書館法に依拠しており公立図書館員養成が主である。しかし大学の課程は館種にとらわれないでよい。公立図書館の基準作成に関して、館長の資格の問題を調べた結果、館長は館員の仕事をある程度正確に掴んでいる(有資格者である)べきだとする意見と、細かいことは不要で大局的に組織、機能を把握していれば(管理経営に不可欠な知識さえあれば司書資格はなくてもよい)良いという意見が出て、またどちらともまとまっていない。6月12日の案に関して、生涯学習概論を講義できる人がいるのか疑問である。仮に学芸員、社会教育主事と同じものを共有するとすれば、三者に共有さる

べきものは何かを問題提起でもよからきちんと明確にすべきである。

(以下プリント「司書・司書補講習の科目の内容 再修正案(部会報No.30よりの抜き刷り)」を参照しながら逐次説明。詳細省略 第77回全国図書館大会(於、徳島)第11分科会配布資料参照以上、自分で納得している限りにおいて資料に基づいて説明した。

質疑応答

Q. 委員会の人数は?

A. 藤川を含めて7人。大学教員が半数、残りは現場の副館長あたりの職責のもので構成されている。

Q. 専門委員会の決定はいつか?

A. 文部省学習情報課もこの問題を考えており、少し時間をかけたいたいの意向である。私の見通しとしては、11月頃の会議で、現在遅れている学芸員、社会教育主事と足並みを揃えて決定かと思う。今年度中にまとまったとしても、平成4年度施行は無理だろう。時間的余裕がまったくないと大学が困る。前もって6か月もしくは8か月は必要だろう。いずれにしても決定時期の明確な答えはできないが平成4年度の夏という案には個人的には賛成出来ない。

Q. 教育部会で検討した内容は専門委員会で何かの役にたったのか? 講習科目が実際的には司書課程に影響を及ぼすのではないか?

A. 図書館雑誌等でのこれまでの発表、日本図書館協会のパンフレット等には目を通

している。大学全体のカリキュラムの中でどう位置づけられるかが基本的に問題だろう。私立などは資格が取れるとなると、その科目の学生が増える。司書講習の科目を設置すれば良いという大学の経営面からの考え方は決して否定しないが、図書館員の地位の向上という面からみると、講習科目の内容を引っ張っていくような内容のものを大学では考えていただきたい。

- Q. 司書課程設置に際しては文部省の許可を受けるがこれが曖昧である。教員に関しては学科の教員定数の中でよろしいということだが極端な場合、図書館専門でなくてもいいということになる。単に講習科目を上回るというだけでは無責任ではないか？
- A. 私立の場合、講習にまで許可が必要かどうかはわからない。本来大学のことは大学課担当の筈なのに、学習情報課となると本線が違ってくる。本来大学課が扱うべきだろう。大学における課程は教育中で重要である。学習情報課を通じて大学課に検討を要請すべきだと考える。
- Q. 大学設置審議会でのチェックは4年たてば良いことになるが、そうなると担当者の質が維持できるだろうか。そうしたチェックはどこがするのか。またチェックの基準は公表されるのか？
- A. たしかに学部課程での学科新設は4年、修士課程では2年、博士課程では5年たてば大学独自に変えることができる。それ以降は大学内部で評価システムを作ることになる。(むしろ大学の独自性を発揮すべ

きである)

チェックは文部省ではなく設置審議会が行う。文部省はそれを管理する立場にある。審議会の事務局、基準、メンバーなどは公表されない。メンバーにより同じ基準を用いるかどうかはわからない。しかし覆面だがメンバーは何となくわかるものであり、裏交渉で結果が変わる可能性もあるだろう。要はどこまで強い信念と行動力をもってすすむかだろう。

- Q. 国家試験制度の具体化の方向は？
- A. 需給関係の安定を実現するのが国家試験だと考える。あるべきレベルの人材が欲しいという場合に、これだけ供給できるということのために国家試験が存在する。そうした意味で社会的に認められるようになる一つの指標である。司書としての人材(能力)に対する需要(市場)が必要であろう。
- Q. 基準の内容に関して、図書館情報大学設立以前の設置審議会は当時の基準を基にしたと考えられるが、今回の改定は図書館学会で基準を考えるものにとらえるべきなのか？
- A. 今回の講習内容には情報関係のものが相当入ってきている。恐らく図書館学会では情報を含めて議論していると思うが、学会として意見をまとめる場合、従来の図書館学の枠をはずす必要はないだろう。情報とは記録の処理であるが、情報工学的な立場では情報の中味の解釈の問題には立ち入らない。図書館学会では分類、件名付与、インデクシングなどの面での情報を考えていただきたい。講習で扱

う情報はその意味のものなので、そうした方向でご協力ねがいたい。

Q. I類、II類、III類は選択か？生涯教育関係の科目が増えるが、図書館学関係のものが減るのか、また、生涯学習相談は図書館関係の方へもっていきけるのではないか？I類、II類、III類に対応する名称は考えられるか、それともこのままなのか？

A. 「図書館活動と図書館の経営」のI～III類は3単位となっているが、各類から1単位ずつ選択するのか、どこかに集中させてもよいのかは未定である。演習のI～III類についても、現在はすべて仮案である。生涯学習関係が増えると3単位増で20単位となる。図書館関係は17単位となる。生涯学習は図書館学の枠外とすべきである。いずれにしても19単位を下回ることはあるべきでないと考える。20～23単位だろうが、その場合の大学の負担も考慮しなければならない。明確な線はでないのが現状である。生涯学習相談は情報サービスの中に持ち込めるだろう。各類の名称は今のところつけることを考えていない。そうすると、大学は規制されることになるので、むしろ適切に応用するのがよいだろう。例えば「……のようなものをI類と呼ぶ」というような表現の方がよいかもしれない。

Q. 図書館史に関して、署名活動などの要望があったが？

A. 図書館史は図書館通論の中に含まれている。思想的に位置付けると伺ったが、文部省に持ち込むには、編年史ではない「歴史」の見解を「我々の考える図書館史

とは……」という形で出していただいた方が説得力が出る。21～23単位辺りで落ち着かせるのがいいと思うが、図書館史をきちんと教えられる教員を確保してほしい。

(Q). 文部大臣への要望書作成に関わったが、従来の編年史的なものは亜流と考えているので、早急に文書を用意したいと個人的には考えている。

Q. 主題目録あるいは主題分析などの内容が盛り込まれたら良かったのではないか？

A. 「主題とは何か」ということがその前に問題になる。例えば資料組織の中で主題に触れないわけにはいかないだろう。主題目録、主題分類、主題分析などの一番基本的な概念をどこに入れるかという問題がある。目録の中で扱うことも考えられるだろう。情報サービスにも、その他の関連科目でも主題の問題は関ってくる。それぞれの場に文言として明示するか否かは検討したい。

Q. 目録の方でもきちっと扱われていないところが多い。「……についての本」という利用者の要求に応えられる図書館員は少ない。主題という言葉をなんらかの形で残していただきたい。

A. ディスクリプター、キーワード、件名などの用語はすべて主題を定着させるために使われる。分類表の相関索引も主題に関連している。これらのを全部まとめて主題という問題を扱うことが必要で、キチンと関連づけて「どこかでまとめる」べきであると考えている。

Q. 資料組織法のあとに主題分析等を入れてもよいのではないかと資料論に関して、I. 図書資料、II. 非図書資料というような形にすべきではないか（非図書資料の重要性が増している）。

A. その考えを参考にさせていただく。図書にどこまでを含めるか印刷資料か、単行本か、地方出版物はどこに入れるかなど区分の仕方は難しいが、I類、II類をどう組み合わせるかを検討したい。

Q. 全体的に新鮮味が感じられない。時代変化に合わせた実質的な内容のあるものにしてほしい。（この案は社会教育を生涯学習と言いかえ、機械化をつけ加えただけのものにすぎない。）

A. 機械をどう使って、中のインフラストラクチャーをどう作るかが本当の意味での近代化だと考える。意見は伝える。

Q. 図書館行政と図書館管理とは不可分である。行政関係を独立させてまとめるかどうか？（別科目とすべきではない。）利用者にかんする科目がないのではないかと？

A. 行政機構全体の中で図書館行政をどのように位置づけていくかが問題である。図書館側から見た行政と、行政側から見た図書館の両方が結ばれて初めて図書館という像が結ばれる。私自身それらをうまくまとめられないので、提案者に具体的

に指示していただきたい。

利用者に関しては、社会的な面に焦点を当て、具体的に属性をとらえることが必要であるが、そうした具体的な利用者論の内容設定は非常に難しい。これを考える際に内容としてまとまったものがどれだけ出来るかが問題である。

Q. 国家試験で安易に資格者がでてくるのではないかと？

講習修了と経験とは一緒にならない。経験年数を加味したランクづけが必要ではないかと。

Q. 「生涯学習と図書館利用」は「生涯図書館利用活動」と呼ぶので良いのではないかと？「生涯学習と図書館」は2単位でよい。「アウトリーチ」に関する科目も要望しておきたい。

Q. 科目内容を列記するという形態は省令になった場合も同じなのか？大綱化が進められている中で、これはシラバスのようなものではないか。教育の固定化にならないだろうか？

A. 飽くまでも審議資料であり、省令として細かな内容がそのまま出るとは絶対に無い。

（記録：宮部頼子）

平成3年度図書館学教育部会幹事会記録

第1回

日時：平成3年4月2日(火)15:00-17:30

場所：日本図書館協会

出席者：朝比奈, 古賀, 今, 渋谷, 高山, 宮内,
渡辺, 岡田

議題：1. 幹事の役割分担について

2. 今年度の方針について

出席者：今, 朝比奈, 古賀, 渋谷, 高山, 宮内,

渡辺, 岡田

議題：図書館大会の準備

第2回

日時：平成3年5月11日(土)15:00-17:30

場所：慶応大学研究棟研究会議室

出席者：今, 朝比奈, 渋谷, 宮内, 渡辺, 岡田

議題：1. 定期総会プログラムについて

2. その他

部会ニュース

過日の第77回図書館大会(於徳島)第11分科会において、部会員からの要請に基づいて「司書講習省令科目改訂案」に関して「文部省生涯学習審議会社会教育審議分科会施設部会図書館専門委員会」あての要望書を作成し、全体会で承認され理事長へ報告された。

第3回

日時：平成3年7月19日(金)

場所：日本図書館協会

出席者：今, 朝比奈, 古賀, 渋谷, 高山, 宮内,
渡辺, 岡田(16:20退出)

議題：1. 図書館大会の件

2. 研究集会の件

3. 省令科目についての配布資料について

4. 公共図書館の設置等についての配布資料について

会員消息 (平成3年度分ただし10月まで)

入会 佐藤 允昭氏(別府大学)

退会 小倉 親雄氏(死亡退会)

尾原 淳夫氏 "

後藤 智範氏

高木 進氏

戸田 光昭氏

鳥居美和子氏(死亡退会)

第4回

日時：平成3年8月25日(日)14:10-16:30

場所：中央大学駿河台記念会館

出席者：今, 朝比奈, 古賀, 渋谷, 高山, 渡辺

議題：1. 図書館大会の件

2. 研究集会の件

第5回

日時：平成3年10月6日(日)17:00-18:00

場所：中央大学駿河台記念会館

編集後記

今回も省令科目改訂案が中心となっています。この問題の成行については当部会としては注意深く見守っていかねばならないと思います。

尚、今回から高山先生の御指導のもとに私が担当することになりました。

初めてのことなので不備な点が多いと思いますがよろしく願います。

岡田 靖